平成２９年（フ）第５２９号
福岡市南区的場２丁目７番２号
債務者　田中　保信
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３１号
福岡市早良区有田団地７番401号
債務者　石津　由加
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４２号
福岡市博多区店屋町７番612号
債務者　矢田　鉄也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２号
沖縄県浦添市当山１丁目３番１号　コーポマキ　２－Ｂ
債務者　伊禮　和子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５８号
仙台市若林区若林２丁目３番43号　第３イーストコーポ103、従前の住所仙台市太白区太子堂７番29号　ＳＫハイツ103
債務者　安達　陽一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
宮城県名取市名取が丘４丁目13番３－102号県営名取名取が丘四丁目住宅
債務者　加藤　ルミ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
茨城県水戸市城東１丁目11番34号　コーポひとみ105号
債務者　石井　邦弘
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６６号
茨城県ひたちなか市大字高野1478番地９
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
茨城県鹿嶋市大字荒井569番地３
債務者　野口　信之
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６０号
埼玉県羽生市東６丁目４番地３　グリーンハイツ103
債務者　小林　勇士
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６６号
長野県塩尻市大字広丘吉田914番地26　エスポＲ太田102
債務者　江口久美子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２７０号
京都市東山区福稲上高松町６番地６
債務者　吉村　弘美（旧姓木野）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町107番地　エイペックス京都新京極Ⅰ　902号
債務者　松本　佑美（旧姓向）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
兵庫県姫路市四郷町東阿保900番地７
債務者　川口　良邦
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４７号
兵庫県赤穂市南野中290番地４　ベリーハイツＢ202
債務者　鈴木　后苗
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１１号
広島県廿日市市前空３丁目１番15号
債務者　松村　　武
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０２号
広島市南区出島１丁目16番３－611号
債務者　高橋　あい（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部